



平成 20 年 5 月 15 日

各 位

グラウンド・ファイナンシャル・アドバザリー株式会社  
代表取締役 佐藤 明彦  
(JASDAQ・コード番号：8783)  
問い合わせ先 取締役 平野 公久  
電話 03-5532-1031

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 15 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、平成 20 年 6 月 24 日開催予定の第 7 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

1. 定款変更の理由
  - (1) 会社法第 165 条第 2 項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己の株式の取得が認められておりますので、機動的な資本政策を遂行できるように、変更案第 7 条を新設するものであります。
  - (2) 当会社の端株は存在しないため、関連条文及び関連箇所を削除ならびに修正するものであります。
  - (3) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。
2. 定款変更の内容  
変更の内容は、別紙のとおりであります。
3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 6 月 24 日
定款一部変更の効力発生日	平成 20 年 6 月 24 日

以上

(変更箇所は下線部分であります)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 (条文省略) (株券の発行)</p> <p>第 6 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(基準日)</p> <p>第 7 条 (条文省略) (株主名簿管理人)</p> <p>第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿、<u>端株原簿</u>、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式、<u>新株予約権及び端株</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 9 条 当社の株式、<u>新株予約権及び端株</u>に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 (現行どおり) (株券の発行)</p> <p>第 6 条 (現行どおり) <u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第 7 条 <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第 8 条 (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式及び新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 10 条～第 14 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 15 条～第 25 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>第 26 条～第 31 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 15 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 16 条～第 26 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>第 27 条～第 32 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第32条 (条文省略) (剰余金の配当) 第33条 当社の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者及び同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し行う。</p> <p>(中間配当) 第34条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者及び同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間等) 第35条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第33条 (現行どおり) (剰余金の配当) 第34条 当社の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(中間配当) 第35条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間等) 第36条 (現行どおり)</p>

以上